○関東地方整備局告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十八日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十一年建設省告示第六百五十二号深谷都市計画及び寄居都市計画下水道事業荒川上流流域下水道

三　事業施行期間　自昭和六十一年三月十七日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十八日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第千六百二十九号東松山都市計画及び小川都市計画下水道事業市野川流域下水道

三　事業施行期間　自平成元年十月三日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十八日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第八十八号本庄都市計画及び児玉都市計画下水道事業利根川右岸流域下水道

三　事業施行期間　自平成十七年三月十八日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十八日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第二千六十五号熊谷都市計画、行田都市計画、鴻巣都市計画、北本都市計画及び桶川都市計画下水道事業荒川左岸北部流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十六年十二月二十一日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十八日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第六百六十五号草加都市計画、越谷都市計画、川口都市計画、さいたま都市計画、春日部都市計画、幸手都市計画、蓮田都市計画及び上尾都市計画下水道事業中川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年三月二十九日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十八日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十二年建設省告示第千二百七十九号久喜都市計画及び加須都市計画下水道事業古利根川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十二年九月十七日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十八日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	長野県諏訪郡富士見町富士見字根重一九七三番九から同町富士見字一ノ沢一八九〇番二まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十八日

○北陸地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十八日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
七尾市佐々波町二四一番一から同市佐々波町八一二番まで	前	一二・二〇メートル～三一・八〇メートル
	後	二二・四〇メートル～三一・八〇メートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所